

成田市合併処理浄化槽 維持管理費 補助金制度について

成田市では、合併処理浄化槽を設置して適正な維持管理をしている方を対象に毎年度1回、補助金を交付しています。(補助対象期間は、維持管理に関する契約を開始した日から1年間毎)

◎申請の時期は、毎年1年間の契約期間が過ぎた次の日から申請ができますのでなるべく1カ月以内に申請をして下さい。

2月又は、3月に契約が終わる方は申請のできる期間が短いので注意して下さい

※例えば、終わりの日が3月15日の場合3月末までに申請して下さい。

3月31日の場合は4月1日以降に申請して下さい。

◎申請の方法は、市の環境衛生課で維持管理費交付申請書に次の書類を添えて提出して下さい。

(1) 保守点検及び清掃の契約書

(2) 保守点検及び清掃の領収書

(3) 法定検査(千葉県浄化槽検査センターの検査)を受けたことを証明する書類(検査結果書)

☎043-246-6283

◎申請の際は、環境衛生課に印鑑持参のうえ振り込み金融機関名・口座番号

(申請者本人名義のもの)も記載できるよう準備してきて下さい。

ただし、次のいずれかに該当する者は、補助金が受けられません。

①浄化槽設置届け又は、建築確認を受けずに合併処理浄化槽を設置した者

②市税を滞納している者

③合併処理浄化槽を設置後、1年が経過していない者

※補助金額は、1年間に要した維持管理費用(保守点検と清掃)の2分の1で、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

また、騒音地域については、この額に50%上乘せした額とする。

ただし、次の表の各槽区分と地域により定める額を限度とする。

人槽区分	限度額		騒音地域は下記の通りです	
	一般地域	騒音地域	旧) 下総町	旧) 大栄町
5人槽	18,000円	27,000円	高岡	水ノ上
6人槽	21,000円	31,500円	猿山	多良貝
7人槽	24,000円	36,000円	滑川	川上
8人槽	27,000円	40,500円	西大須賀	新田
10人槽	33,000円	49,500円	高倉	大菅
11～15人槽	33,000円	33,000円	四ツ谷	津富浦の一部
			名古屋	吉岡の一部
※津富浦の一部・吉岡の一部につきましては大栄の生活環境衛生課で確認して下さい。				

(詳しくは環境衛生課まで ☎20-1531)